

# 情報公開にかかわる校内規定

米子市立彦名小学校

## 第1条（目的）

本要項は、児童の情報活用能力を育成し、米子市立彦名小学校（以下「本校」という）の教育活動の振興を図るため、インターネットの取り扱い方や発信の仕方に関し、個人情報保護の観点から、必要事項を定めることを目的とする。

要な項目を定める。

## 第2条（インターネット利用の基本）

本校においてインターネットを利用するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- （1）教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないように工夫するなど特に留意する。
- （2）児童及び関係者の個人情報の保護に努める。
- （3）法令等を遵守するとともに法令等に記されている権利を行使する。
- （4）個人的な情報発信や営利目的の利用など、本校の教育目的から外れた利用は禁止する。

## 第3条（インターネット運用委員会）

校長は、インターネット活用の適正化と推進を図るため、校内に別に定めるインターネット運用委員会をおくものとする。運用委員会は次の事項を審議する。委員会の構成員は校長、教頭、教務主任、情報教育主任とする。

- （1）インターネットの取り扱いにかかわる基本的事項
- （2）情報の登録・更新・抹消の審議
- （3）その他、インターネットの運用にかかわる基本的な事項

## 第4条（個人情報の定義及び保護）

- （1）児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）をいう。
- （2）インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
  - ア 氏名  
原則として名（かな）を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は姓の一部を（ ）で表記する場合がある。
  - イ 意見・主張等  
児童の意見、考え、主張については、教育上効果が認められる場合において発信することができる。
  - ウ 写真  
写真を使う場合は顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。また、保護者から写真公開を禁止する希望がある場合は、その児童の写真は公開しない。
  - エ 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、学年、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。
- （3）インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図る。

#### 第5条（教師による指導の徹底）

- （1）インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権・知的所有権に配慮するなどインターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図る。
- （2）児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するように努める。
- （3）インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用し、かつプロバイダーの協力を得て、教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

#### 第6条（インターネットの主な利用形態）

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- （1）情報の発信  
各教科や特別活動での学習活動のまとめ等を、学校のホームページで公開する。
- （2）情報の受信  
学校の様々な教育活動やホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
- （3）情報検索及び収集  
ホームページ・電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。
- （4）教材作成  
ホームページ・電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して教材づくりに活用する。
- （5）国内及び国際交流  
ホームページ・電子メールを使用して、国内の学校等と交流する。

#### 第7条（取り扱い責任者）

校長は、インターネットの適正な利用を図るため、インターネットの取り扱い責任者を置くものとする。

#### 第8条（インターネット利用規定の見直し）

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行う。

付則 本要項は、平成19年4月1日から実施する